

平成31年 3月26日  
北陸地方整備局

## 第3回 北陸橋梁保全会議を開催

～セカンドステージに向けた橋梁保全と i-Construction～

- 北陸では、全国で唯一、平成25年度から3年に1度、北陸橋梁保全会議を開催しています。
- 平成30年度末で橋梁等の道路施設の定期点検が1巡し、今後、本格的な橋梁の老朽化対策を推進し、戦略的・効率的な修繕等の着実な実施が必要です。
- 本会議は、橋梁保全に関する蓄積してきた技術・技能の伝承・研鑽を図るとともに、新技術の開発と、より一層の品質確保・信頼性向上を目指し、優れた橋梁保全技術の次世代へ継承、情報共有を目的として開催しており、本会議の重要性は回を追うごとに高まっています。
- 第3回は「セカンドステージに向けた橋梁保全とi-Construction」をテーマとし開催します。

1. 開催日：2019年10月28日（月）～29日（火）
2. 場 所：新潟グランドホテル（新潟市中央区下大川前通3ノ町2230番地）
3. 会議概要

○10月28日（月）12:00～17:30

・ 基調講演

「道路保全に向けての技術開発とそれに携わる皆様への期待」

講師：横浜国立大学 上席特別教授 藤野 陽三氏

・ 報文発表、討議セッション、技術展示（PRコーナー）

○10月29日（火）8:00～12:00

・ パネルディスカッション

「橋梁保全のさらなる向上を目指して」

座長：長岡技術科学大学 名誉教授 丸山 久一氏

・ 報文発表、技術展示（PRコーナー）

詳しくは、第3回北陸橋梁保全会議のHPをご覧ください。

[http://www.hrr.mlit.go.jp/road/hozen\\_kaigi/index.html](http://www.hrr.mlit.go.jp/road/hozen_kaigi/index.html)

本日から参加申込み、報文募集、技術展示（PRコーナー）募集を開始します。

【主催】北陸橋梁保全会議 実行委員会

＜お問い合わせ先＞

〒950-8801 新潟県新潟市中央区美咲町1-1-1新潟美咲合同庁舎1号館

たちとしゆき

実行委員会事務局 国土交通省 北陸地方整備局 道路部 道路保全企画官

館 敏幸

TEL 025-280-8880(代表)内線 4121

＜同時発表記者クラブ＞

新潟県政記者クラブ 新潟県政記者クラブ 富山県政記者クラブ 石川県政記者クラブ その他・専門紙

第3回

# 北陸桥梁保全会議

～セカンドステージに向けた桥梁保全と i-Construction～

期間：2019年10月28日(月)～29日(火)

場所：新潟グランドホテル

新潟市中央区下大川前通3ノ町2230番地

CPD・CPDS認定プログラム(予定)

## 基調講演

2019年10月28日(月) 13:20～14:20

「道路保全に向けての技術開発とそれに携わる皆様への期待」

講師：横浜国立大学 上席特別教授 藤野 陽三氏  
元内閣府SIPプログラムディレクター

## パネルディスカッション

2019年10月29日(火) 10:00～11:45

「桥梁保全のさらなる向上を目指して」

座長：長岡技術科学大学 名誉教授 丸山 久一氏

## 報文発表

1日目：2019年10月28日(月) 14:30～17:30

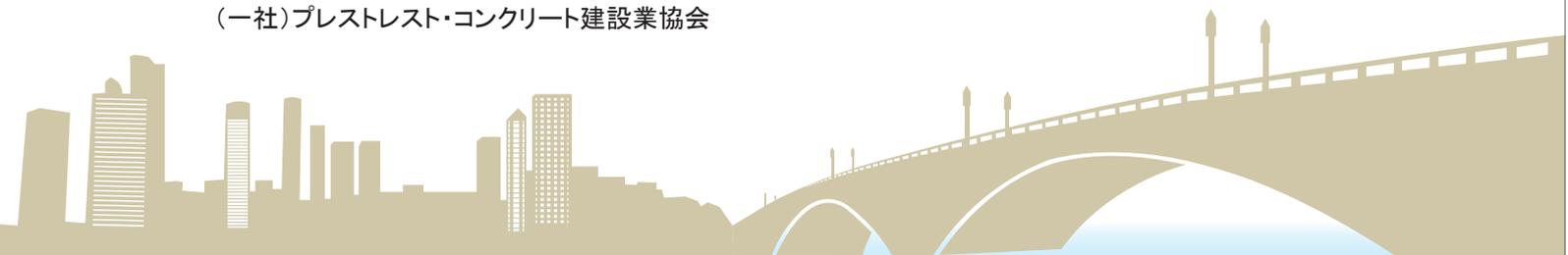
2日目：2019年10月29日(火) 8:45～ 9:30

## 「技術展示 (PRコーナー)」

保全技術に関する新技術・新材料などを展示

### 主催／北陸桥梁保全会議 実行委員会

国土交通省北陸地方整備局、新潟県土木部、富山県土木部、石川県土木部、新潟市土木部、  
東日本高速道路(株)新潟支社、中日本高速道路(株)金沢支社、(一財)新潟県建設技術センター、  
(公財)富山県建設技術センター、(一財)桥梁調査会、(一財)土木研究センター、  
(一社)北陸地域づくり協会、(一社)建設コンサルタンツ協会北陸支部、(一社)日本桥梁建設協会、  
(一社)プレストレスト・コンクリート建設業協会



月 日	会議内容	時 間	定員	会場(新潟グランドホテル)	技術展示(P Rコーナー) 【3階・5階】
10月28日(月)	受付	12:00～		3階	
	開会式	13:00～13:20	500	3階「悠久」	
	基調講演	13:20～14:20	500	3階「悠久」	
	報文発表	14:30～15:45	500	3階「悠久」(報文発表)、4階「メイプル」	
	討議セッション	16:15～17:30		5階「常磐A」、「常磐B」	
	交流会	18:00～20:00	250	3階「悠久」	
10月29日(火)	受付	8:00～		3階	
	報文発表	8:45～ 9:30	500	3階「悠久」、4階「メイプル」 5階「常磐A」、「常磐B」	
	パネルディスカッション	10:00～11:45	500	3階「悠久」	
	閉会式	11:45～12:00		3階「悠久」	

## 1. 概要・定員

- 報文概要集代金(参加費含む)：2,000円 ※学生は、報文概要集代金(参加費)無料です。
  - パネルディスカッションのみの参加は、無料です。
  - 会議定員：500名(参加申込多数の場合先着順とし、定員に達し次第締め切らせて頂きます)
- 交流会参加費：5,000円 ※学生は2,000円
  - 参加申込み多数の場合は、先着順とし、定員に達し次第締め切らせて頂きます。

## 2. 申込方法・期限

- 会議参加を希望される方は、ホームページから申込書をダウンロードのうえ、メールでお申し込み下さい。(http://www.hrr.mlit.go.jp/road/hozen\_kaigi/index.html)
- 申込書提出期限：2019年9月13日(金)

## 3. 報文概要集代金(参加費含む)の納入

- 会議及び交流会代金は、2019年9月20日(金)までに右記口座へお振り込み下さい。
- 納入された代金は、会議等に欠席された場合でも返金いたしません。

北越銀行古町支店  
(普) 2051734 北陸橋梁保全会議  
事務局 佐々木 毅 (ささき つよし)

## 4. 参加券の送付

- 参加券は、報文概要集代金(参加費)の納入を確認した後、事務局から送付します。
- 報文概要集は、受付で参加券と引き替えにお渡しいたします。

## 5. 報文募集のお知らせ

- 橋梁保全技術に関する報文を募集します。
- 応募される方は、ホームページの募集要領をご確認下さい。申込書をダウンロードの上、メールでお申し込み下さい。(http://www.hrr.mlit.go.jp/road/hozen\_kaigi/index.html)
- 報文発表申込書提出期限：2019年5月31日(金)
- 報文提出期限：2019年6月28日(金)

## 6. 「技術展示(P Rコーナー)」企業・団体等募集のお知らせ

- 「技術展示(P Rコーナー)」への企業・団体等を募集します。
- 希望される方は、ホームページの出展要項をご確認下さい。申込書をダウンロードの上、メールでお申し込み下さい。(http://www.hrr.mlit.go.jp/road/hozen\_kaigi/index.html)
- 申込期限：2019年6月28日(金)

## 7. その他

- 会議参加者は、会議開催前日にHP上において応募報文を閲覧することができます(参加券に記入してあるパスワードによりダウンロードが可能です)。会議当日には、発表報文の配布はしないので必要な発表報文資料を印刷して参加してください。

北陸橋梁保全会議 事務局：国土交通省北陸地方整備局道路部内  
〒950-8801 新潟市中央区美咲町1-1-1  
TEL 025-280-8880(代) FAX 025-280-8938  
http://www.hrr.mlit.go.jp/road/hozen\_kaigi/index.html

# 溝橋の定期点検実務講習会等の開催

資料10

平成31年2月改訂の道路橋定期点検要領（技術的助言）のうち、損傷や構造特性に応じて点検対象を絞り込んだ『溝橋』に関する実務講習会と、併せて新技術の活用による点検方法の効率化を図るための点検支援技術活用講習会を開催しました。

会場	開催日	座学	点検支援技術	溝橋	参加者
新潟会場	R1.6.17	北陸技術事務所	新潟大橋	木崎水路	国16名，地公体20名，JICA14名
上越会場	6.18	直江津国道維持出張所	中郷大橋	古川橋(上越市管理)	国10名，地公体 5名
金沢会場	6.20	石川県庁	今町高架橋	磯部町ホックス	国 9名，地公体34名，JICA17名
富山会場	6.21	富山防災センター	雄峰大橋	二杉1	国 7名，地公体15名，JICA11名
長岡会場	7.11	長岡国道事務所	—（動画説明）	堀金町	国 7名，地公体13名，JICA10名

合計人数188名（国49名，地公体87名，JICA52名）

座学講習



溝橋現地講習



新技術現地講習



## ○参加自治体

新潟	新潟県、新潟市、村上市、新発田市、五泉市、加茂市、南魚沼市、上越市、糸魚川市、燕市、三条市、長岡市、出雲崎町、小千谷市、魚沼市、湯沢町
富山	富山県、射水市、朝日町、立山町、黒部市、高岡市、南砺市
石川	石川県、金沢市、七尾市、小松市、輪島市、珠洲市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、野々市市、川北町、津幡町、内灘町、宝達志水町、中能登町、穴水町、能登町

○平成30年度北陸地方整備局の橋梁・シェッド定期点検において下記の「点検支援新技術」を活用。  
 地方公共団体による積極的な活用を図ることを目的に、活用状況の動画を公開。  
 【北陸技術事務所 YouTube】 <https://www.youtube.com/user/HOKUGImlit>

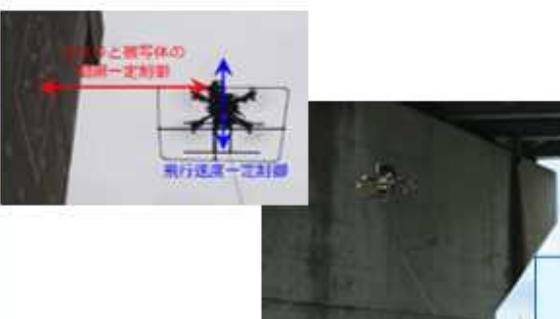
**①コンクリート構造物変形部探知システム**

- ポール先端の装置（ハンマー内蔵）による打撃時の反射波から損傷判断。
- 労働災害の軽減、点検レベルの平準化を図る。



**②マルチコプタ点検システム**

- UAV搭載カメラの撮影画像から損傷判断。
- 労働災害の軽減、点検レベルの平準化を図る。



**③懸垂型 橋梁点検支援ロボット**

- 歩道から伸ばしたアーム先端の赤外線カメラやクラックゲージ等から損傷判断。
- 労働災害の軽減、点検レベルの平準化を図る。



**④ポール打検機**

- ポール先端の打検機による打音から損傷判断。
- 労働災害の軽減、足場コストの削減を図る。



北技YouTubeチャンネルにて動画を公開中



動画はこちら  動画はこちら 



## 橋梁初級Ⅰ研修

### <目的>

道路橋に関する基礎知識及び点検・診断に関する基礎知識の習得

### <教科目>

道路構造物をめぐる今日的課題と今後の方針、点検に関する法令及び技術基準の体系、橋の構造の基本、鋼部材の損傷と診断、コンクリート部材の損傷と診断、定期点検の実施と記録、下部構造の損傷と診断、支承・附属物等の損傷と診断、附属物の定期点検要領概論、土工構造物の構造の基本、ジェット・大型カルバート等の定期点検要領概論、現地実習、達成度試験(学科、実技)

### <対象>

道路系一般職員

### <実施時期>

西部: 7月30日(火)～8月 2日(金)

東部: 8月 6日(火)～8月 9日(金)

### <開催場所>

西部:北陸地整 北陸技術事務所 富山出張所

東部:北陸地整 北陸技術事務所

### <H26～30参加者 累計>

190名 (地公体 148名)



現地実習



講義状況

## 橋梁初級Ⅱ研修

### <目的>

道路橋の点検・診断の知識及び補修・補強の工法 選択の判断に必要な知識の習得

### <教科目>

道路橋をめぐる今日的課題と今後の方針、点検に関する法令及び技術基準の体系、橋の構造の基本、鋼橋の損傷、鋼橋の補修・補強、コンクリート橋の損傷、コンクリート構造物の補修・補強、既設橋の耐震補強設計、橋梁補修工事現地実習、非破壊検査技術 等

### <対象>

道路系係長又はこれに準ずる職員

### <実施時期>

10月1日(火)～10月4日(金)

### <開催場所>

北陸地整北陸技術事務所

### <H30参加者>

13名 (地公体 5名)



非破壊検査実習状況

## トンネル初級研修

### <目的>

トンネルの定期点検に関する知識、補修・補強の基礎的知識の習得

### <教科目>

トンネルの計画・設計、トンネルの施工、トンネル本体工の点検、トンネルの補修・補強、附属施設の点検、トンネル点検現地実習、点検調書作成表

### <対象>

道路系係長又はこれに準ずる職員

### <実施時期>

11月20日(水)～11月22日(金)

北陸地整北陸技術事務所

### <H30参加者>

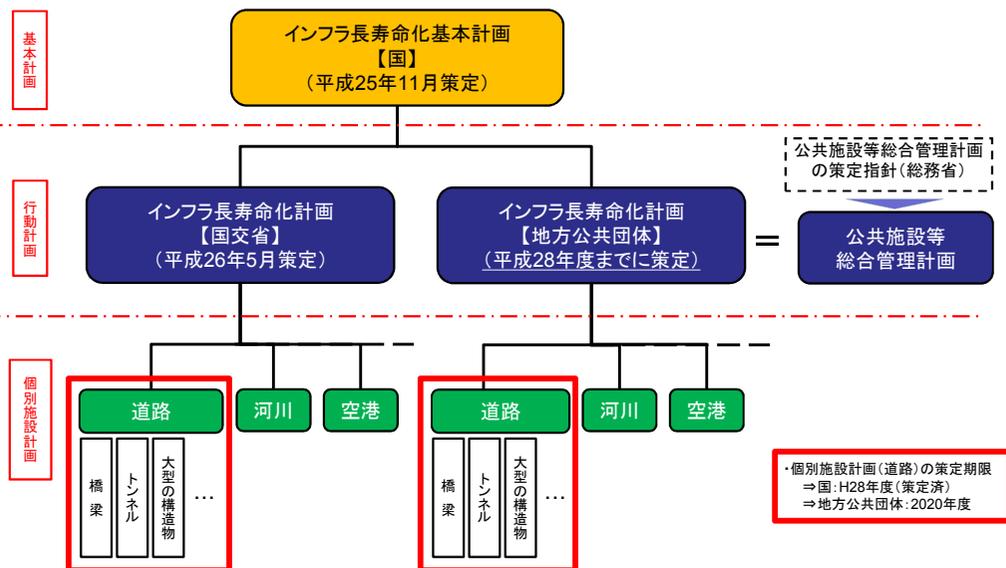
6名 (地公体 1名)



# 個別施設計画の策定

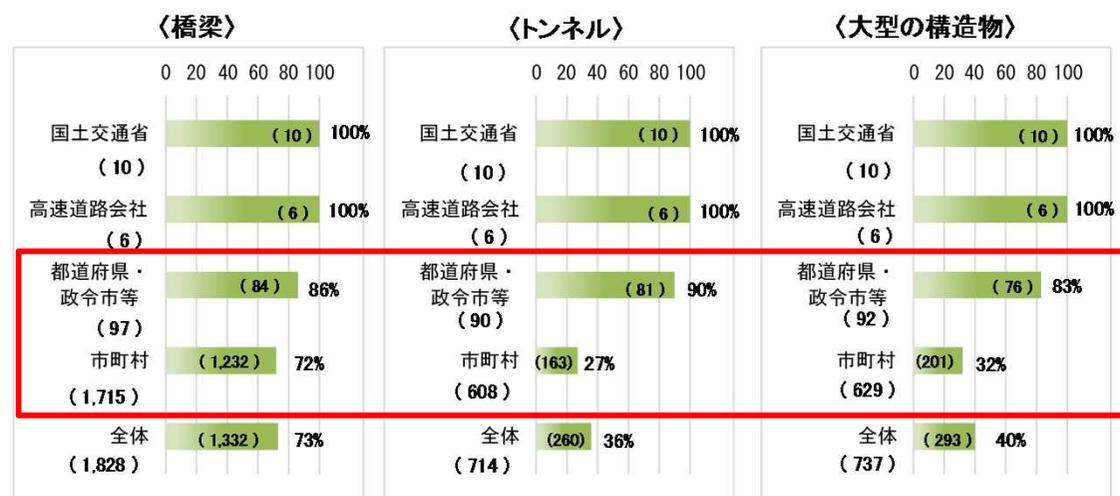
全道路管理者は、定期的な点検・診断の結果に基づき個別施設計画を策定  
(地方公共団体は2020年度までに策定予定)

## ■インフラ長寿命化計画の体系



## ■個別施設計画策定状況

(平成29年度末時点)



※( )は団体数

※市町村は特別区を含む

※割合は個別施設計画策定対象の施設を管理する団体数により算出

※大型の構造物は横断歩道橋、門型標識、シェッド、大型カルバートであり、いずれかの施設の個別施設計画が策定されていれば策定済みとしている

市町村では、平成29年度末時点で橋梁で約7割、トンネル、大型の構造物はともに約3割の団体で策定済み

予防保全によるコスト縮減やメンテナンスの計画的な実施に関する地方公共団体の支援を引き続き実施

# インフラ長寿命化基本計画

平成25年11月

インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議

産学官の連携の下、研究開発を推進し、生み出される新技術を積極的に活用することで、メンテナンス産業に係る市場の創出・拡大を図る。

これらを通じ、民間開発を活性化させ、我が国のメンテナンス技術を世界の最先端へと導くことで、世界をリードする輸出産業へと発展させる。

### 3. 多様な施策・主体との連携

インフラは、社会経済活動の基盤であり、インフラ相互はもとより、ソフト施策とも相まって、様々な機能を発揮する。このため、多様な施策や主体との連携により維持管理・更新等の効率化を図りつつ、その機能を最大限発揮させていく。

#### (1) 防災・減災対策等との連携

インフラがその機能を発揮し続けるためには、経年劣化や疲労に加え、地震動等の災害外力にも耐える必要がある。このため、修繕等の機会を捉え、インフラの防災・耐震性能や、事故に対する安全性能についても向上を図るなど、効率的・効果的な対策を推進する。

#### (2) 様々な主体との連携

限られた予算や人材で、安全性や利便性を維持・向上していくためには、新技術の開発・活用や、多様な主体との積極的な連携が重要である。このため、適切な役割分担の下、政府内や地方公共団体内の連携はもとより、国と地方公共団体、都道府県と市町村、官と民、地域社会等の相互連携を強化し、各々が責任を持って取組を推進する。

## IV. インフラ長寿命化計画等の策定

各インフラの管理者(管理者以外の者が法令等の規定によりそのインフラの維持管理・更新等を行う場合にあつては、その者。以下同じ。)及びその者に対して指導・助言するなど当該インフラを所管する立場にある国や地方公共団体の各機関(以下「各インフラを管理・所管する者」という。)は、本基本計画に基づき、インフラの維持管理・更新等を着実に推進するための中期的な取組の方向性を明らかにする計画として、「インフラ長寿命化計画(以下「行動計画」という。)」を策定する。

さらに、各インフラの管理者は、行動計画に基づき、個別施設毎の具体的な対応方針を定める計画として、「個別施設毎の長寿命化計画(以下「個別施設計画」という。)」を策定する。

### 1. インフラ長寿命化計画

必要なインフラの機能を維持していくためには、メンテナンスサイクルを構築するとともに、それらを支える技術、予算、体制、制度を一体的に

整備することが必要である。

このため、各インフラを管理・所管する者は、各施設の特性や維持管理・更新等に係る取組状況等を踏まえた上で、以下に示す記載事項を基本として行動計画をできるだけ早期に策定する。

なお、各インフラを管理・所管する者が既に同種・類似の計画を策定している場合には、当分の間、当該計画をもって、行動計画の策定に代えることができるものとする。この場合において、各インフラを管理・所管する者は、本基本計画の趣旨を踏まえ、できるだけ早期に必要な見直しを行うよう努める。

#### [記載事項]

##### ① 対象施設

自らが管理者である又は所管する立場にあるインフラを構成する各施設のうち、安全性、経済性や重要性の観点から、計画的な点検・診断、修繕・更新等の取組を実施する必要性が認められる全ての施設について、行動計画の対象とする。

##### ② 計画期間

後述の「IV. 1. ④中長期的な維持管理・更新等のコストの見通し」を踏まえつつ、「IV. 1. ⑤必要施策に係る取組の方向性」で明確化する事項の実施に要する期間を考慮の上、計画期間を設定する。

なお、取組の進捗状況、情報や知見の蓄積状況等を踏まえ、適宜、計画の更新を実施することで、取組を継続し、発展させていくものとする。

##### ③ 対象施設の現状と課題

対象施設について、維持管理・更新等に係る取組状況（点検・診断、修繕・更新等の措置の進捗状況、維持管理・更新等に係る情報や組織体制、基準等の整備状況等）や、行動計画の策定時点で把握可能な施設の状態（建設年度、利用状況、点検・診断の結果等）等を踏まえ、維持管理・更新等に係る課題を整理する。

##### ④ 中長期的な維持管理・更新等のコストの見通し

行動計画の策定時点で把握可能な情報に基づき、対象施設の維持管理・更新等に係る中長期的なコストの見通しを明示する。

なお、行動計画の策定時点で把握可能な情報が限定的であるなど、中長期的なコストの見通しに一定の精度が確保されず、必要施策に係る取組を検討する上で参考とすることが困難と判断される場合にあっては、必要な情報が蓄積できた段階で実施することとする。

## ⑤ 必要施策に係る取組の方向性

後述の「V. 必要施策の方向性」に掲げる施策のうち、「IV. 1. ③ 対象施設の現状と課題」や「IV. 1. ④ 中長期的な維持管理・更新等コストの見通し」に照らして必要性が高いと判断されるものについて、自らの取組の方向性を明確化する。

その際、「IV. 2. 個別施設毎の長寿命化計画」に基づく個別施設計画の策定方針についても明らかにする。

## ⑥ フォローアップ計画

「IV. 1. ⑤ 必要施策に係る取組の方向性」で明確にした取組について進捗状況を定期的に把握するなど、行動計画を継続し、発展させるための取組について明記する。

## 2. 個別施設毎の長寿命化計画

各インフラの管理者は、各施設の特長や維持管理・更新等に係る取組状況等を踏まえつつ、以下に示す記載事項を基本として、メンテナンスサイクルの核となる個別施設計画をできるだけ早期に策定し、これに基づき戦略的な維持管理・更新等を推進する。

なお、各インフラの管理者が既に同種・類似の計画を策定している場合には、当分の間、当該計画をもって、個別施設計画の策定に代えることができるものとする。この場合において、各インフラの管理者は、本基本計画の趣旨を踏まえ、できるだけ早期に適切な見直しを行うよう努める。

### 〔記載事項〕

**※個別施設計画には必ず記載してください。**

#### ① 対象施設

行動計画において、個別施設計画を策定することとした施設を対象とする。計画の策定に当たっては、各施設の維持管理・更新等に係る取組状況や利用状況等に鑑み、個別施設のメンテナンスサイクルを計画的に実行する上で最も効率的・効果的と考えられる計画策定の単位（例えば、事業毎の分類（道路、下水道等）や、構造物毎の分類（橋梁、トンネル、管路等）等）を設定の上、その単位毎に計画を策定する。

#### ② 計画期間

インフラの状態は、経年劣化や疲労等によって時々刻々と変化することから、定期点検サイクル等を考慮の上計画期間を設定し、点検結果等を踏まえ、適宜、計画を更新するものとする。

本基本計画で示す取組を通じ、知見やノウハウの蓄積を進め、計画期間の長期化を図ることで、中長期的な維持管理・更新等に係るコストの見通しの精度向上を図る。

### ③ 対策の優先順位の考え方

個別施設の状態（劣化・損傷の状況や要因等）の他、当該施設が果たしている役割、機能、利用状況、重要性等、対策を実施する際に考慮すべき事項を設定の上、それらに基づく優先順位の考え方を明確化する。

### ④ 個別施設の状態等

点検・診断によって得られた個別施設の状態について、施設毎に整理する。なお、点検・診断を未実施の施設については、点検実施時期を明記する。

また、「IV. 2. ③対策の優先順位の考え方」で明らかにした事項のうち、個別施設の状態以外の事項について、必要な情報を整理する。

### ⑤ 対策内容と実施時期

「IV. 2 ③対策の優先順位の考え方」及び「IV. 2. ④個別施設の状態等」を踏まえ、次回の点検・診断や修繕・更新、さらには、更新の機会を捉えた機能転換・用途変更、複合化・集約化、廃止・撤去、耐震化等の必要な対策について、講ずる措置の内容や実施時期を施設毎に整理する。

### ⑥ 対策費用

計画期間内に要する対策費用の概算を整理する。

## V. 必要施策の方向性

「II. 目指すべき姿」の実現に向け、各インフラを管理・所管する者は、維持管理・更新等に係る取組状況や、把握している施設の状態等を踏まえ、以下に示す取組の具体化を図るとともに、それらを行動計画や個別施設計画としてとりまとめ、必要な取組を確実に実行する。

### (1) 点検・診断、修繕・更新等

#### 〔点検・診断〕

各インフラの管理者は、行動計画や個別施設計画に基づき、できるだけ早期に必要な体制を整備し、定期的な点検により劣化・損傷の程度や原因等を把握するとともに、劣化・損傷が進行する可能性や施設に与える影響等について評価（診断）を実施する。

一方、点検・診断に必要な知見やノウハウは蓄積途上であることから、維持管理・更新等に係る基準等を自ら有していない管理者は、当分の間、国が定めた基準等を参考に点検・診断を実施するものとする。その取組を継続する中で、知見やノウハウを蓄積し、必要な基準等の整備や、

# 包括的民間委託の導入促進に向けた取り組み

包括的民間委託の導入に取り組む自治体の情報共有や連携の促進、改善方策の検討、グッドプラクティスの普及促進等を目的とする「**社会資本の維持管理における包括的民間委託等の活用促進に向けた勉強会**」の開催等により、自治体の取組を促進

自治体の取組は、上下水道分野をはじめとして、最近では道路、河川、公園等の複数工種一括の包括的民間委託にも拡大

## 社会資本の維持管理における包括的民間委託等の活用促進に向けた勉強会(H27.9~)

委員	【座長】小澤一雅教授（東京大学工学系研究科） 堀田昌英教授（東京大学大学院新領域創成科学研究科） 水野高志氏（八千代エンジニアリング株式会社）
参加地方公共団体	福島県、滝沢市（岩手県）、多賀城市（宮城県）、府中市（東京都）、三条市（新潟県）、かほく市（石川県）、宇部市（山口県）、郡山市※（福島県）（※オブザーバー）
概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>これまで7回の勉強会を開催</li> <li>検討状況をH29.4に中間とりまとめ</li> </ul>



勉強会の様子

### 包括的民間委託等導入・検討事例の分類分け

※維持管理等の入札契約方式ガイドライン（案）（H27.3、土木学会）より編集

凡例：勉強会 国内事例 海外事例

		維持管理等のサイクル						
		Plan	Do			C	Act	
		計画立案支援等	維持の効率化 (日常点検, 清掃, など)	修繕の効率化 (舗装修繕, 対策工事など)	更新の効率化 (橋梁の架け替え など)	定期点検・診断	計画更新支援	
インフラの種類	橋梁		青森県県土整備部 (発注規模の拡大: 日常点検+追跡調査+維持+対策工事)		米国ミズーリ州 (約800橋の一括掛替え)			
			奈良県道路公社 (性能規定型契約: 維持+舗装修繕)					
			東京都府中市 (H26.4~) (維持のみ)					
			英国ASC (IEMAC) 方式 (性能規定型契約: 維持+各種修繕)				英国ASC	
		道路全体		米国フロリダ州交通局 I-595 (性能規定型契約 (DBFOM): 17km 改良・改築 (5年以内に完工) + 維持管理 (30年間))				
		道路+河川+砂防など		福島県土木部 (H28.4~) (地域維持型契約: 維持(道路, 河川, 砂防)+舗装修繕)				
	道路+河川+公園など		新潟県三条市 (H29.4~) (維持のみ)					
	上下水道		石川県かほく市 (H22.4~) (性能規定型契約: 維持+保全 (点検・補修))				かほく市	

※社会資本メンテナンス戦略小委員会（第3期 第1回）資料抜粋

# 公共施設等適正管理推進事業債（長寿命化事業）の概要（道路事業）

## 制度概要

地方公共団体において道路の適正な管理を推進するため、補助事業や社会資本整備総合交付金事業と一体として実施される地方単独事業（長寿命化事業）について、地方財政措置を講じるもの

## 対象事業

- ・ 舗装の表層に係る補修（例：切削、オーバーレイ、路上再生等） ※簡易アスファルト舗装（全層）を含む
- ・ 小規模構造物の補修・更新  
（例：道路照明施設、道路標識、防護柵、防雪柵、側溝、機械設備、小型擁壁、カルバート（大型を除く）等）
- ・ 法面・斜面の小規模対策工（例：落石防止柵、植生工、モルタル吹付工、排水工、土留工等）
- ・ 橋梁の修繕 ※一定規模以下のもの

※下線部分が2019年度拡充



<舗装のオーバーレイ>



<防護柵の取替>



<落石防止柵の取替>

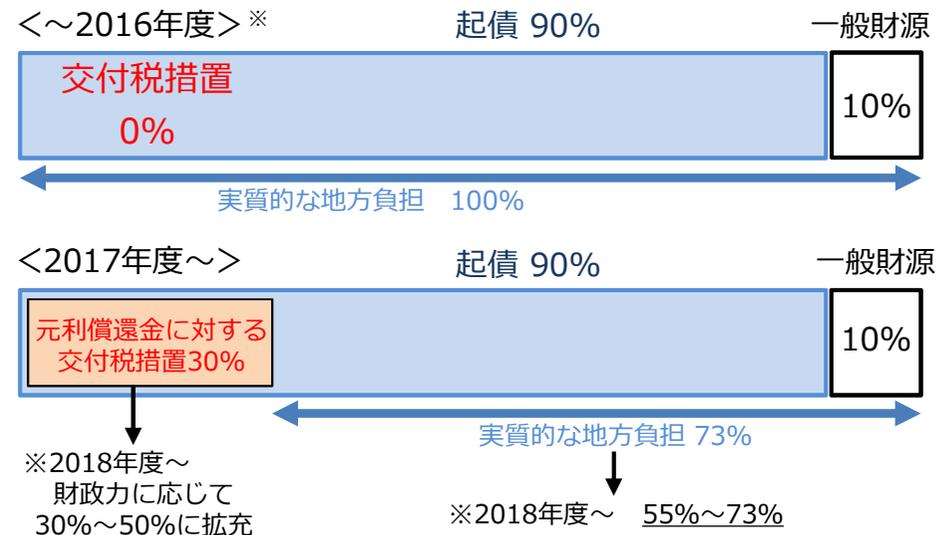


<橋梁の修繕>

※期間は2017年度から2021年度までの5年間

## 地方財政措置

※地方道路等整備事業債を活用した場合



# 公共施設等適正管理推進事業債（長寿命化事業） スケジュール

## H31年度 予定

2/7～3/1  
予定調査  
(事前)



4月初旬～  
予定調査



5月中旬  
予定額通知



事業実施  
起債手続

追加調査については  
別途調整

## H30年度 実績

2/7～2/23  
予定調査  
(事前)



4/4～4/20  
予定調査



5/20  
予定額通知



事業実施  
起債手続

8/7～8/31  
予定調査  
(追加)



10/31  
予定額通知